

日本共産党

高槻市会議員

宮本雄一郎

つうしん

発行：日本共産党高槻市会議員団 宮本雄一郎

連絡先：議員団控室電話 072-674-7230

事務所：高槻市氷室町1丁目25-6 TEL 072-692-2758

自宅：高槻市氷室町2丁目14-2 TEL 072-695-1900



台風21号、被災者支援と復旧に国・府・市は全力を

9月4日、発生した台風21号で被災された

域に大きな被害をもたらしました。

皆様にご心からお見舞い

を申し上げます。同台

風は停電や断水、榎田

地域の倒木など、市全

5件です。また、物的

被害は車両横転、看板

や屋根の飛散などが

159件。倒木や飛散

物などは、通報があつ

たものだけで851件

で、実際は無数に発生

す。

芥川上流での大量の倒木、水害防止へ早急な対応を

榎田地域は、断水

が2週間続き、特に

出灰地区が甚大な被

害を受けました。ま

た、暴風で膨大な本

数の木がなぎ倒さ

れ、現在も折れた木

が斜面に残っていま

す(写真)。大阪山

間部の倒木被害の

45%が高槻市で、甲

子園球場の約20倍以

上です。

しかし、これは中

間報告のため、さら

に被害は広がりがま

す。次に豪雨などが

発生すれば、倒木が

川に落ち、水がせき

止められ、溢れ出す

危険性があります。

9月8日、現地へ、

25日も大阪府河川室

とみどり推進室、出

先機関等と現地を視

察し、その場で府に

水害防止の緊急対策

と抜本的な倒木対策

を求めました。

また今月4日、共

産党市会議員団と宮

原府議は林野庁に、

台風シーズンが過ぎ

た11月以降、倒木の

処理と復旧対策のた

めに、国と大阪府、

高槻市など関係団体

で協議会をつくるよ

う要請しました。



大量の倒木が残っている芥川上流

早急な対

応が必要、

と共産党高

槻市会議員

団は9月13

日に現地を

視察しまし

た。また出

町ゆかり市

議、宮原た

けし府議は

台風による一部損壊の住宅も修繕費補助の対象に

市は北部地震で「一

部損壊」と判定された

住宅の修繕に市独自の

補助金を出していま

す。30万円以上は3万

円、50万円以上は5万

円でます。台風被害に

も補助金が出ることに

と求めています。

国保料・介護保険料も減免されます

り災証明書で「一部

損壊」と判定されれ

ば、国保料と介護保険

料(65歳以上のみ)の

2分の1減免を申請す

ることが出来ます。北

部地震では申請された

方のほとんどが減免さ

れています。

減免の件数が増える

と保険料が上がるので

はという声もあります

が、国保加入者は組合

健保など他の保険に比

べて、収入が少なく保

険料負担が大きいこと

から、市は減免のため

に一般会計から繰入を

行ってきました。私は

4日の国保運営協議会

で「これまでどおり繰

入を」と求めました。

支援金の支給額

支援金の支給額は以下の二つの支援金の合計額となります。(単位：万円)

区 分		基礎支援金 住宅の被害程度 ①	加算支援金 住まいの再建方法 ②	計 ①+②
複数世帯 〔世帯の構成員が複数〕	全壊世帯	100	建設・購入 200	300
	半壊解体世帯		補修 100	200
	長期避難世帯		賃借 50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃借 50	100
単数世帯 〔世帯の構成員が単数〕	全壊世帯	75	建設・購入 150	225
	半壊解体世帯		補修 75	150
	長期避難世帯		賃借 37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	112.5
			賃借 37.5	75

被災者生活再建支援法は、30万人以上の市は、一つの災害で全壊と判定された住宅が10戸に達すると適用されます。全壊、半壊、大規模半壊の世帯

大阪北部地震

高槻市に被災者生活再建支援法適用

被災者生活再建支援法は、30万人以上の市は、一つの災害で全壊と判定された住宅が10戸に達すると適用されます。全壊、半壊、大規模半壊の世帯

一部損壊の住宅には国からの支援は一切ありません。一部損壊であっても、屋根の修理だけで200万円、300万円の費用がかかる事例はたくさんあります。国の支援が必要です。

一部損壊が支援の対象外

しかし、同法は全壊が10戸に達していない台風21号の被害などは対象にならず改正が必要です。

内閣府が正式に決定次第、情報提供が行なわれます。

南平台の地盤・擁壁の亀裂や隆起
市は被害規模に即した対応を

北部地震で南平台1、2丁目の境に位置する地域で、地盤や斜面を幅200メートルで囲むように亀裂が生じました。斜面上の住宅では地盤や擁壁に亀裂が入り、住民の皆さんは次、豪雨や大地震あった時、地盤や擁壁が持つだろうか心配しています。

また、この地域には京都大学防災研究所が震災の翌日、調査に入り、結果を公表しています。8月23日、私と宮原たけし府会議員は、住民の皆さんと一緒に同研究所員から地盤や擁壁の状況、今後の課題点について聴き取りを行いました。研究所の見解は「地盤や擁壁がどのような状態になっているか、くわしい調査が必要」と言うものでした。

共産党高槻市議団は辰巳コータロー参院議員、宮原たけし府議とともに、震災直後から現地を訪れ、市や国に対応を求めてきました。国会では辰巳議員が宅地の状況を調査し、耐震化する宅地耐震化推進事業が適用されるか、質問し、「補助要件を満たすことは可能」と前向きな答弁を引き出しています。党市議団も、繰り返し市に同事業を活用し、「まずは調査を」と求めてきましたが、市の姿勢は前向きにはなっていない。9月6日の市議会では私は、市に、「地区一帯の地盤が広範囲にどのような状態になっているのか、調査をするべき」とあらためて求めました。

2次判定の申請ができます

被災証明の二次判定は、家の外観（屋根、外壁、基礎）の被害状態をもとに審査が行われます。二次判定は家の中の柱、内壁、床、天井、トイレや風呂などの被害も審査します。家の中で一定の被害がある場合は二次判定を申請しましょう。10月5日現在、二次判定で、一部損壊から全壊への変更が5件、大規模半壊への変更が1件、半壊への変更が61件あります。

高槻市議会ホームページで市議会本会議の録画がご覧いただけます。

高槻市議会 録画 検索

宮本雄一郎
～ 市政相談 ～

お気軽にご相談ください

☎ 072-695-1900 まで